

統合型 GIS 及び公開型 GIS 再構築業務委託 公募型プロポーザル募集要領

令和8年4月

松山市

1. 件名

統合型 GIS 及び公開型 GIS 再構築業務委託

2. 業務内容

具体的な範囲及び要件等仕様については、仕様書のとおり。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

市長が指示する場所

5. 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6. 提案限度価格

提案限度価格は次のとおり区分して算出するものとする。

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

- ①構築経費 : 46,870,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- ②ランニング経費 (60ヶ月分) : 90,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

7. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、本募集要領の公告日において次に掲げる要件のすべてに該当していること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税 (消費税及び地方消費税、法人税) 及び地方税 (松山市税又は本店所在地の区市町村税) を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員 (同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)) 若しくは暴力団準構成員 (暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等 (同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。)) を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 松山市競争入札参加者資格における委託 (清掃・警備等) の資格を有し、情報処理の登録があること。
- (7) 本市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (8) 人口が 50 万人以上の自治体、または中核市において、統合型 GIS 及び公開型 GIS の構築実績があること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていることまたは一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証を取得していることの証明ができること。
- (10) 次のいずれかの者を直接雇用し、かつ本件業務に専ら従事させることができること。
 - ・ PMP®又は IPMA/ICB Level C 以上の資格を有する者
 - ・ 情報処理技術者プロジェクトマネージャー試験合格者

- ・本市と同規模以上の自治体におけるシステムの構築または更新プロジェクトにおいて、プロジェクトマネージャーとして参画した実績を有する者

8. スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 募集要領等の配布 | 令和8年4月3日(金) |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付 | 令和8年4月3日(金)
～令和8年4月16日(木) |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | 令和8年4月22日(水) |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和8年4月24日(金) |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月11日(月) |
| (6) 応募業者数等の公表 | 令和8年5月13日(水) |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和8年5月下旬(予定) |
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和8年5月下旬(予定) |
| (9) 契約締結・公表 | 令和8年5月下旬(予定) |

9. 募集要領等の配布

- (1) 期間
令和8年4月3日(金) から 令和8年4月24日(金) まで
- (2) 場所
「20. 事務局」
- (3) 方法
松山市ホームページからダウンロードする。又は、配布場所で直接受け取ること。

10. 募集要領等に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間
令和8年4月3日(金) から 令和8年4月16日(木) 17時まで
- (2) 受付方法
質問書(様式2) に質問事項を記載し、「20. 事務局」に掲載の電子メールアドレス宛に電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。
また、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容に限るものとする。
件名：プロポーザル質問書【統合型GIS及び公開型GIS再構築業務委託】
※電子メールを送信した後に、「20. 事務局」まで送信した旨の電話をすること。
- (3) 回答及び公表
質問者に令和8年4月22日(水) までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

11. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限
令和8年4月24日(金) 17時(必着)
- (2) 提出書類
参加表明書(様式1)
印鑑は、松山市競争入札参加者資格審査申請に伴い、本市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
- (3) 提出場所
「20. 事務局」宛て
- (4) 提出方法
持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
 - ・持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く)
 - ・郵送で提出する場合は、封筒の表面に「統合型GIS及び公開型GIS再構築業務委託参

加表明書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。

- ・郵送後、「20. 事務局」まで提出した旨の電話をすること。

12. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月11日(月) 17時(必着)

(2) 提出書類

次の書類を提出すること。

No.	提出書類名	記述内容
1	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市、構築ベンダ、本市既存ベンダの業務(役割)分担を明確にし、提案を行うこと。 ・ 強調したいポイントを簡潔に分かり易く記載すること。 ・ A4を原則とする。(A3も可とするが、折りたたんで綴じること) ・ 縦と横のページが混在する場合は、別冊にする等見やすくすること。 ・ 「評価基準書(別紙)」の評価事項に沿って作成すること。
2	会社概要(様式3)	
3	業務執行体制(様式4)	
4	参考見積書 (様式5-1、5-2)	<p>【構築経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構築経費(様式5-1)の参考見積書を提出すること。参考見積額は、統合型GIS(都市情報システム)及び公開型GIS(e~よまちナビ)の再構築に伴う合計金額とすること。 <p>【ランニング経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ランニング経費(様式5-2)の参考見積書を提出すること。参考見積額は、統合型GIS(都市情報システム)及び公開型GIS(e~よまちナビ)の<u>60ヶ月の合計金額</u>とすること。 <p>※統合型GISにおいては、システムを稼働するために必要な、ライセンス料及びソフトウェア賃貸借料等(保守費を含む。)(様式5-2で「賃貸借料」という。)及び運用サポートをいう。 なお、クラウド環境の費用や、松山市⇄クラウド間のネットワーク費は、本市が準備するため含めないこと。</p> <p>※公開型GISにおいては、システムを利用するために必要なクラウド料金等(運用、保守費用を含む。)(様式5-2で「利用料」という。)及び運用サポートをいう。</p>

- ①1者につき3名までとする。
 - ②プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーの参加を必須とする。
- (5) 留意事項
- ①プレゼンテーションに当たっては、企画提案書等を要約した資料を用いても構わない。この場合、資料を企画提案書（副本）と同部数用意すること。
 - ②プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコンは参加者が用意し、プロジェクター及びスクリーン、コード類は本市が用意するものとする。
 - ③プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い、非公開とする。

14. 評価基準

評価基準書（別紙）のとおり

15. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、原則、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行うこととする。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

16. 選考委員会

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

17. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 業務機能要件書の区分が必須な項目に対して対応不可「×」の場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (9) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

18. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて「11. 参加表明書等」及び「12. 企画提案書等」に記載の提出書類が提出された場合
- (2) 「6. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

19. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会又は事務局から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (9) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加事業者数が2者のみの場合はこの限りでない。

20. 事務局

〒790-8571 愛媛県松山市二番町4丁目7-2

松山市 総合政策部 システム管理課 情報システム担当：門田

電話番号：089-948-6625

Eメールアドレス：toshi-jouhou@city.matsuyama.ehime.jp